

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第9回 第13回	平成16年8月27日 平成16年11月29日	決定	第10回 第13回	平成16年9月17日 平成16年11月29日
<p>【調整方針】</p> <p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、合併時に廃止する。</p> <p>4 <u>介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。</u></p> <p>(1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(2) <u>町村独自の制度については、合併時に再編する。</u></p> <p>5 <u>居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</u></p>					

(別紙)

協議項目		22-8 介護保険事業の取扱い		
決定されている調整方針		<p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。</p> <p>(2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>		
項目		幕別町	忠類村	調整結果
介護保険利用者負担軽減制度	町村独自の制度	<p>【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象サービス 訪問介護サービス 対象者 (平成17年4月改正) 生計中心者の所得税非課税世帯の利用者 	<p>【介護支援助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象サービス 居宅サービス 施設サービス 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯で、世帯の収入が次に掲げる額以下の世帯(生活保護受給世帯を除く) 単身世帯 65万円 2人世帯 110万円 3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額 	<p>【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象サービス 訪問介護サービス 対象者 生計中心者の所得税非課税世帯の利用者 軽減額 利用者負担の10分の4

	項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
介護保険利用者負担軽減制度(つづき)	町村独自の制度 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減額 利用者負担の10分の4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成額 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者(老齢年金受給者等) ア. 居宅サービス利用者負担の全額 イ. 施設サービス利用者負担の2分の1 介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者(市町村民税非課税世帯) ア. 居宅サービス利用者負担の2分の1 イ. 施設サービス利用者負担の3分の1 	
	居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 【幕別町居宅介護支援事業所】 ・ 事業実施地域 幕別町全域 	<ul style="list-style-type: none"> 【忠類村居宅介護支援事業所】 ・ 事業実施地域 忠類村全域 現在、休止中 	<ul style="list-style-type: none"> 【居宅介護支援事業所】 ・ 事業所の名称 幕別町指定居宅介護支援事業所 ・ 事業所の位置 幕別町新町122番地1 (幕別町保健福祉センター内) ・ 事業実施地域 新町全域